



带状疱疹ワクチンの 定期接種を実施しています

～申請はお早めに～



▽带状疱疹とは

- ・水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することで、神経に沿って、痛みを伴う水泡(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。
- ・皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。

接種を受ける前に

保健センターで申請をお願いします。(接種後は申請不可)

■申請時の持ち物

身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)



令和7年度対象(定期接種の機会は今年度限りです。)

年齢と生年月日

65歳	昭和35年4月2日生～ 昭和36年4月1日生	70歳	昭和30年4月2日生～ 昭和31年4月1日生
75歳	昭和25年4月2日生～ 昭和26年4月1日生	80歳	昭和20年4月2日生～ 昭和21年4月1日生
85歳	昭和15年4月2日生～ 昭和16年4月1日生	90歳	昭和10年4月2日生～ 昭和11年4月1日生
95歳	昭和5年4月2日生～ 昭和6年4月1日生	100歳	大正14年4月2日生～ 大正15年4月1日生
100歳以上	大正14年4月1日生まれ以前		

※ 対象の方が定期接種を受けられるのは、今年度の1年間のみに限られます。希望する方は、対象期間を逃さないように注意してください。



ワクチンについて

	带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)	水痘ワクチン (生ワクチン)
自己負担金	1回あたり6,500円	1回あたり2,500円
接種内容と間隔	2回 (2か月以上の間隔をあける)	1回

※ 带状疱疹ワクチンか水痘ワクチンのどちらか一方のみ助成が受けられます。

※ 住民税非課税世帯・生活保護世帯の方は事前申請により接種費用が免除されます。

■接種期限

令和8年3月31日(火)

詳細は町ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

保健センター ☎(48)1111(内1522・1523)



▲町ホームページ

